

- 火薬類を消費するため譲り受けようとする者は、都道府県知事の譲受及び消費の許可を受けなければなりません。この場合は、譲受・消費許可申請をすることとなります。
ただし、特定の目的のための一定数量以下の火薬類を消費する場合には、消費許可を受けることなく消費することができますが、この場合においても、譲受許可は受ける必要があります。

【建設用びょう打ち銃用空包の場合】

- 建設用に用いるため、同一の消費地において1日につき建設用びょう打ち銃用空包を200個（その原料である火薬又は爆薬が0.4g以下の場合は400個）以下消費する場合は、無許可消費ができるため、譲受許可申請をすることとなります。

- 提出書類
 - (1)火薬類譲受許可申請書
 - (2)銃砲所持許可証の写し（各ページをコピーして、それぞれ原本と相違ない旨記載の上、署名・押印したもの）
 - (3)人命救助等に従事する者届出済証明書の写し（従事者を届け出ている場合にのみ必要。(2)と同様に原本照合の上、署名・押印）
 - (4)建設用びょう打ち銃用空包保安講習受講証の写し（受講している場合のみ）
 - (5)誓約書（他府県業者が大阪府内で空包譲受申請を行う場合のみ）
 - (6)建設用びょう打ち銃用空包消費者帳簿

- 提出部数 1部

- 手数料 2,400円（大阪府証紙を申請書に貼付）

- 1回に申請できる譲受数量は次のとおりです。

当該年度又は前年度に保安講習を受講した者	10,000個まで
前々年度に保安講習を受講した者	5,000個まで
その他の者	2,000個まで

ただし、薬量0.4g以下の空包に限る場合には、それぞれの数量の2倍の個数まで

【コンクリート破碎器の場合】

- 建築工事、建設工事、土木工事等に用いるため、同一の消費地において1日につきコンクリート破碎器を150個以下消費する場合は、無許可消費ができるため、譲受許可申請をすることとなります。

○ 提出書類

(1)火薬類譲受許可申請書

(2)火薬類取扱者名簿

(3)コンクリート破碎器作業主任者技能講習修了証の写し

(4)コンクリート破碎器作業主任者の経歴書

(5)誓約書

(6)工事契約書の写し又は工事証明書

(7)消費場所の位置図

○ 提出部数 3部 (正本1部、副本2部)

○ 手数料 2,400円 (大阪府証紙を申請書に添付)

※その他の無許可消費に伴う譲受許可申請については、保安対策課あてご相談ください。

大阪府収入証紙
貼付欄

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受許可申請書

年 月 日

大阪府知事 殿

代表者

印

名 称			
事務所所在地 (電話)	本 社	TEL	()
	事業所	TEL	()
職 業			
代表者住所・ 氏名(年齢)	(才)		
火薬類の種類 および数量			
譲 受 目 的			
譲 受 期 間 (1年をこえないこと)	年	月	日 から 年 月 日 まで
貯 蔵 又 は 保 管 場 所			
消費に 関する 事項	目 的		
	日時(期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	場 所		

- 備考 1 この用紙は、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。